

牧之原市保育園等施設マネジメント計画



令和 2 年 3 月

(令和 6 年 3 月改訂)



目 次

第1部 計画の基本的事項	1
1 教育・保育施設マネジメント計画とは	
2 背景と目的	
3 計画の期間	
4 計画の位置付け	
5 対象施設	
第2部 教育・保育施設の現状と課題	3
1 将来人口推計	
2 教育・保育施設の利用状況	
3 公立園の状況	
4 その他の状況	
第3部 保育の基本理念と公が果たすべき役割	8
1 保育の基本理念	
2 公立園の役割	
3 教育・保育環境の向上に向けて市が目指す役割	
第4部 教育・保育施設マネジメントの効果	12
1 教育・保育サービスの向上	
2 経済的效果	
第5部 教育・保育施設マネジメント計画の基本方針	13
1 市全体の教育・保育サービスの質の向上と子育て家庭への支援	
2 資源の有効活用・施設の適正配置	
3 民間活力の最大限の活用	
第6部 基本方針の実現に向けて	14
第7部 教育・保育施設マネジメントの取組	15
第8部 計画の実現に向けて	19
1 スケジュール	
2 推進体制	
資料編	21

第 1 部：計画の基本的事項

1 教育・保育施設マネジメント計画とは

牧之原市保育園等施設マネジメント計画（以下「本計画」）とは、本市における、今後の公立教育・保育施設の運営、適正配置など市が目指すべき姿を明らかにし、基本的な方向性を示すものです。

2 背景と目的

少子化、核家族化など、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、仕事と家庭の両立の困難さ、子育ての孤立感、不安感、負担感が増加している状況が背景にあります。

現在、市が抱える保育課題の中で、低年齢児を中心とした保育ニーズが増加していく状況の中においても、待機児童のゼロは継続していく必要があります。また並行して近年増加傾向にある、発達が気になる子どもとその家庭への更なる支援や児童虐待への対応など、これまで以上に人的資源や財的資源を有効に活用するとともに、民間や地域の力を取り入れ、公が果たすべき役割を明確にし、あらゆる資源全体で保育課題の解決、子育て支援に取り組まなければなりません。

更に住民の福祉の増進を図るために、保育行政においては、常に「子どもの最善の利益」を念頭に置きながら、保育行政課題の解決に向けて努力していく必要があります。

本計画では、保育園等の施設マネジメントに係る基本的な方向性を明らかにするとともに、市が保有する保育園等の現状と課題を把握、分析したうえで、本市に適した保育園等の施設運営や適正配置を進めるための具体的な取組を整理することで、魅力的で持続性の高い、健全な都市経営を実現しつつ、教育・保育環境の向上を図ることを目的とします。

3 計画の期間

本計画は、今後 8 年間とし、公共施設マネジメント基本計画と調整を図り進めていきます。

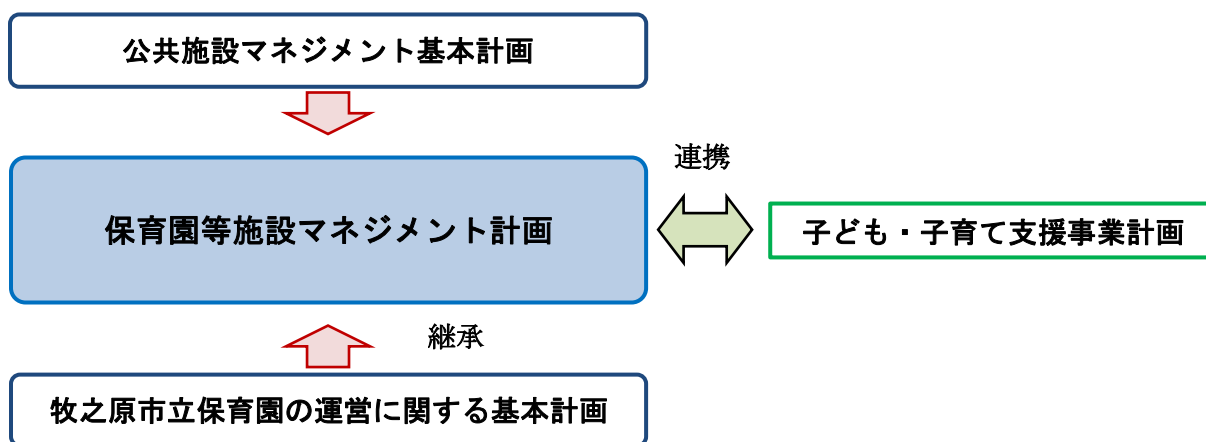
本計画の期間：令和 2 年度～令和 9 年度（8 年間）

4 計画の位置付け

本計画は、牧之原市公共施設マネジメント基本計画（平成 28 年 11 月）の個別計画として位置付けるものです。

牧之原市立保育園の運営に関する基本計画（平成 21 年 11 月）における保育の基本理念「心豊かにたくましく ～牧之原市の子どもたちが「現在を」「未来を」よりよく生きるために～」を引継ぎ、第 2 期牧之原市子ども・子育て支援事業計画を踏まえて策定・実施します。

計画の位置付けのイメージ



5 対象施設

本計画の対象範囲は、以下の施設とします。

- ① 公立保育園（組合立、指定管理施設含む） 9 施設
- ② 公立認定こども園 1 施設
- ③ 公立幼稚園 1 施設

第2部：教育・保育施設の現状と課題

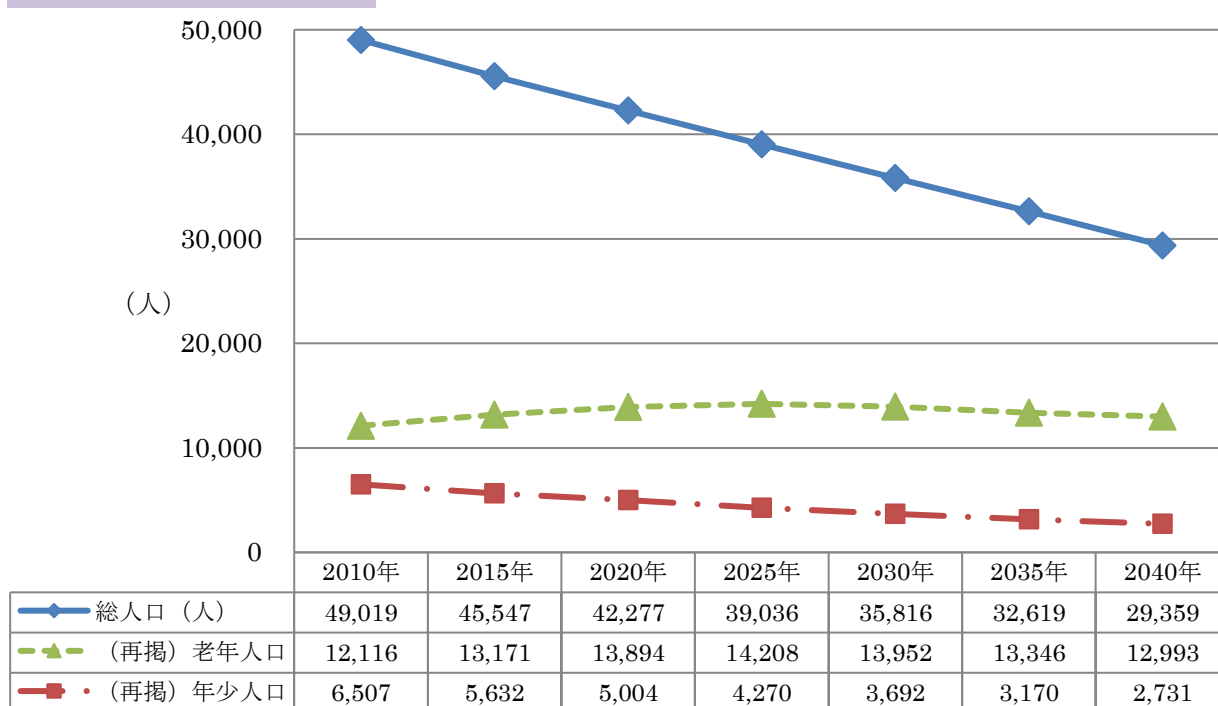
1 将来人口推計

(1) 人口推計

市の将来人口推計では、今後大幅な人口の減少が見込まれます。

また、2020年には、高齢者人口割合（65歳以上）が3割を超え、2040年には、44.3%となることが予想されます。年少人口割合（0～14歳）は、今後も減少することが見込まれるため、これまで以上に少子高齢化が進行することが予想されます。

牧之原市の将来推計人口



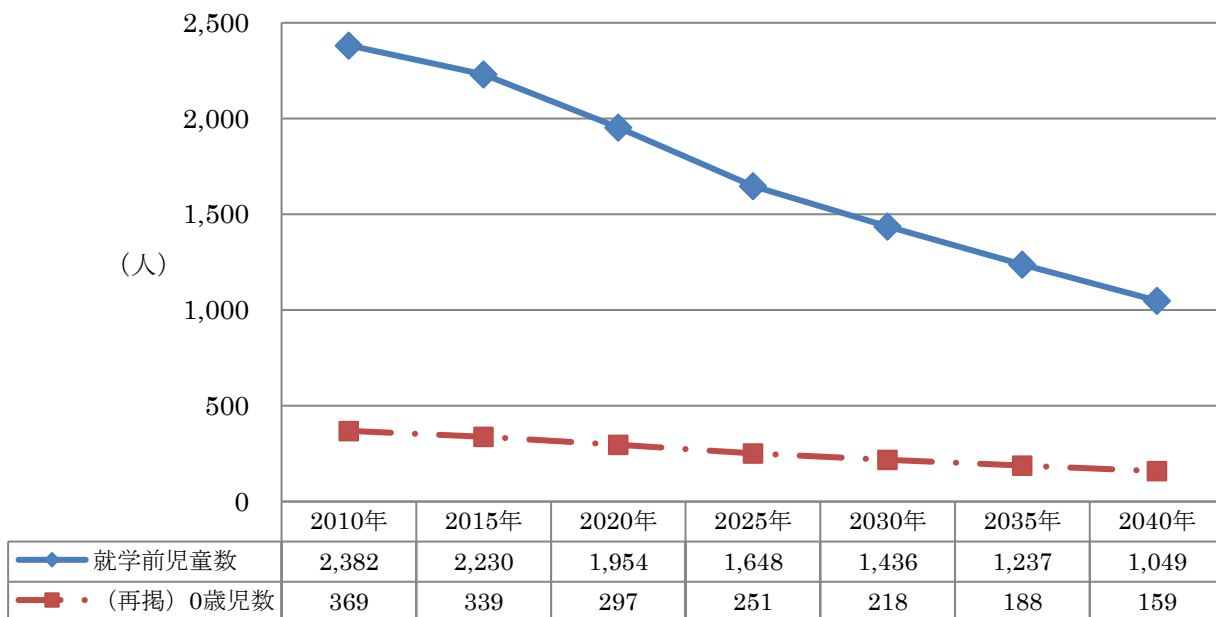
出典：2010年、2015年は国勢調査
2020年～2040年は国立社会保障人口問題研究所推計値

(2) 児童数の推計（就学前児童数推計）

市全体の就学前児童数（0～6歳）の推移をみると、減少傾向にあり、令和7年（2025年）には1,648人と平成27年（2015年）からの10年間で582人の減少、令和17年（2035年）には1,237人と令和7年（2025年）からの10年間で411人の減少が見込まれます。

また、0歳児人口の推移をみると、令和22年（2040年）には159人と平成27年（2015年）と比較すると53%程度減少が見込まれます。

就学前児童数の推計



出典：2010年、2015年は住民基本台帳データ
2020年～2040年は国立社会保障人口問題研究所推計値を基準に推計

2 教育・保育施設の利用状況

(1) 入所状況

少子化が進行している中、保育所・こども園（保育）へ入所している児童数は増加しています。一方で幼稚園・こども園（教育）の入所児童数は減少しています。

教育・保育施設入所者数（人）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
年少人口	2,391	2,361	2,258	2,230	2,133	2,067	1,988
保育所 入所者数	808	813	850	881	919	896	875
こども園入所 者数（保育）	-	-	-	30	67	106	110
幼稚園 入所者数	768	743	687	492	310	220	200
こども園入所 者数（教育）	-	-	-	130	259	306	274

※学校基本調査・福祉行政報告（各年 4 月 1 日現在）

(2) 0～2 歳児の入所率

0～2 歳児の保育所・こども園（保育）・小規模保育施設の入所率は年々上昇しています。平成 29 年の 1, 2 歳児の入所率は 50%を超えています。

0～2 歳児の保育所等入所率（%）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0 歳児	17	18	21	21	27	26	26
1 歳児	32	32	34	43	45	51	47
2 歳児	34	35	38	45	54	52	59

※入所率 保育園等入所児童数／歳児別児童数

※子ども子育て支援事業計画実績（各年度 3 月 1 日現在）

(3) 待機児童数

市では、小規模保育施設の新規開設支援や幼稚園の認定こども園化など待機児童対策を進めたことにより、待機児童「ゼロ」を継続しています。

待機児童数（人）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
牧之原市	0	0	0	0
静岡県内	780	449	456	327

※保育所等利用待機児童数調査（各年 4 月 1 日現在）

3 公立園の状況

(1) 施設の現状

市が保有する公立幼稚園、保育園、認定こども園（以下「公立園」）は10施設、牧之原市菊川市学校組合が保有する公立園は1施設です。

旧耐震基準により建設された施設も、全て耐震補強工事が完了しています。

施設の6割は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて建てられた施設です。

施設名	建築年度	構造	階数	建築延面積 (㎡)	耐震補強等	運営方法等
坂部保育園	H22	RC	1	973.12	新耐震基準	
細江保育園	H21	RC	1	1,185.22	新耐震基準	指定管理者制度
あおぞら保育園	H20	RC	1	1,043.38	新耐震基準	指定管理者制度
静波保育園	H20	RC	2	1,387.51	新耐震基準	指定管理者制度
地頭方幼稚園	S56	RC	1	590.00	新耐震基準	
萩間保育園	S55	RC	2	752.70	H20年度耐震工事	
地頭方保育園	S53	RC	2	751.55	H22年度耐震工事	
相良こども園	S52	RC	2	953.50	H21年度耐震工事	
牧之原保育園	S50	RC、S	2	1,074.74	H20年度耐震工事	牧之原市菊川市 学校組合立
菅山保育園	S49	RC、S	1	676.31	H20年度耐震工事	
勝間田保育園	S49	RC、S	2	917.62	H21年度耐震工事	

(2) 定員数と入所者数

市内の公立園の7割は入所率が90%を超えています。

一方、地頭方幼稚園については、定員の半数に満たない状況となっています。

施設名	定員 (人)	入所人数 (平成30年度末)							入所率 入所人数/定員
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
坂部保育園	80	6	12	17	17	15	15	82	102.5%
細江保育園	110	14	15	19	19	25	19	111	100.9%
あおぞら保育園	106	6	12	18	20	23	26	105	99.1%
静波保育園	150	13	17	29	26	33	32	150	100.0%
地頭方幼稚園	75	-	-	-	14	8	10	32	42.7%
萩間保育園	80	3	5	17	12	21	17	75	93.8%
地頭方保育園	90	3	12	17	16	20	23	91	101.1%
相良こども園	93	3	6	5	13	17	21	65	69.9%
牧之原保育園	120	3	16	18	24	23	26	110	91.7%
菅山保育園	80	4	7	12	13	18	22	76	95.0%
勝間田保育園	90	3	6	12	11	9	21	62	68.9%

4 その他の状況

(1) 虐待・障がい・核家族化の現状

ア 児童相談

育児や家庭での困りごとの相談件数は、平成 25 年度と平成 30 年度を比較すると 1.7 倍程度増加しています。

児童相談実績 (人)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
牧之原市	1,916	2,241	3,533	3,098	3,236	3,267

※延件数

イ 保育施設障がい児等入所状況

障がい児等の保育施設の入所率は 5%程度となっています。

障がい児等受入所状況

	平成 30 年
入所人数 (人)	982
内 障がい児等 (人)	49
入所率 (%)	4.99

※福祉行政報告 (4 月 1 日現在)

ウ 核家族化

年々世帯当たりの人員は減少し核家族化が進行しています。

核家族化 (人)

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人口	49,765	49,055	48,097	47,499	46,774	46,413	46,102
世帯数	16,252	16,269	16,134	16,173	16,300	16,476	16,668
世帯あたりの人員	3.06	3.02	2.98	2.94	2.87	2.82	2.77

※人口世帯数表 (各年 3 月 31 日現在)

(2) 公立園の正規職員比率

正規職員比率は 54%程度となっています。

保育士・教諭・保育教諭の正規職員比率

	平成 30 年
保育士・教諭・保育教諭数 (人)	92
内 正規職員 (人)	50
内 嘱託職員 (6 時間以上) (人)	42
正規職員比率 (%)	54.3

※指定管理者制度で運営する園を除く。(4 月 1 日現在)

第3部：保育の基本理念と公が果たすべき役割

1 保育の基本理念

心豊かにたくましく

～牧之原市の子どもたちが ^{いま} 現在を 未来を よいよく生きるために～

乳幼児期は豊かな人間性を形成する大切な時期です。

牧之原市では、保護者や地域社会と力をあわせ、一人一人の育ちや生活環境に十分心を配り、園生活を通して次世代を担う『心豊かでたくましい子』を育てます。

【基本方針】

- ・保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とし、入園する子どもの最善の利益を考慮します。
- ・子どものその後の教育の基礎を培う場として、子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することに努めます。
- ・乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して養護及び教育を一体的に行い、家庭との緊密な連携の下に、子どもの生活全体が豊かなものになるよう努めます。
- ・入園する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。
- ・保育者は、保育園等の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に努めます。

【保育及び教育の目標】

子どもたちが生涯にわたる人間形成にとってきわめて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす園において、毎日の園生活を通して健康で「丈夫なからだ」をつくり、一人一人の個性を大切に「豊かな表現力」を身につけることで、誰にでも「やさしい心」で接することのできる『心豊かでたくましい子』を育てます。

(1) 子どもたちの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす保育園等において、毎日の園生活を通して健康で「丈夫なからだ」をつくり、一人一人の個性を大切に「豊かな表現力」を身につけることで、誰にでも「やさしい心」で接することのできる『心豊かでたくましい子』を育てます。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ります。

イ 周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、子ども一人一人が安心感と信頼感をもっていろいろな活動に取り組めるように努めます。

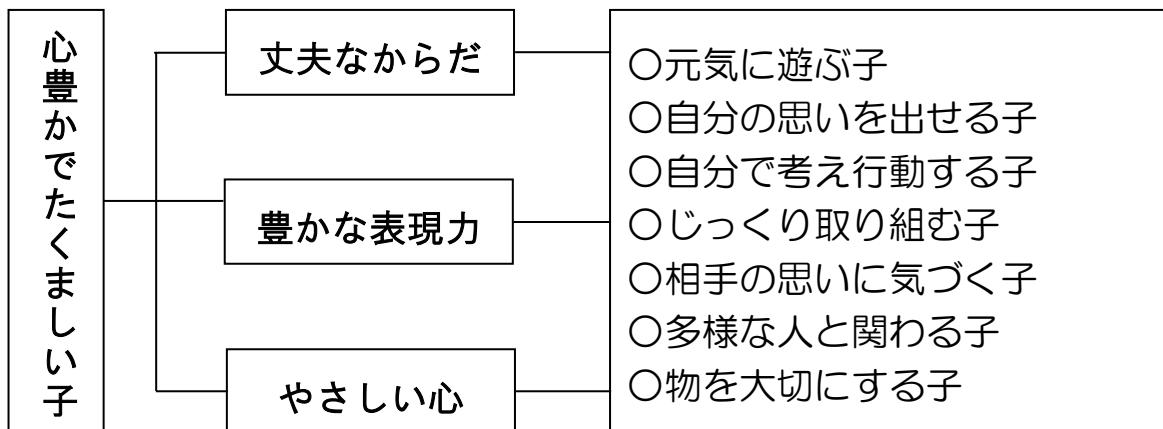
- ウ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を育みます。
 - エ 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを育みます。
 - オ 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを育みます。
 - カ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。
 - キ 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを育みます。
 - ク 子どもの生活経験がそれぞれ異なることを考慮して、子ども一人一人の特性や発達の過程に応じた関わりを行います。
- (2) 入園する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園等の特性や保育者等の専門性を活かして、その援助に当たります。

【育みたい資質・能力】

- (1) 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分ったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（「到達目標」ではなく「方向目標」）

- 健康な心と体 ○自立心 ○協同性 ○道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活と関わり ○思考力の芽生え ○自然とのかかわり・生命尊重
- 数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚 ○言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現



2 公立園の役割

公立園は、教育機会の提供や保育の実施は当然のこととして、教育・保育環境の質をさらに向上するための取組を行いながら、市内の子育て家庭全体への支援を行う事により、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていく必要があります。

(1) 教育・保育の場の提供

市では、保育園等における基本理念を「心豊かにたくましく」とし、児童の福祉向上の取組を行っています。

市全体の教育・保育の質の担保や偏りがないう、子どもたちが集団生活のなかで学び、育つための教育・保育の場を提供する役割を果たします。

(2) 保育のセーフティーネット

通常の保育に加え、養育困難家庭に対する支援や災害時の地域の子どもの受け入れ、障がいやアレルギー児の受け入れ、発達を支援していく役割を担います。

また、市内各施設において、同水準の受け入れができるよう先導的役割を果たす必要があります。

(3) 市内の子育て家庭全体の支援（保育ソーシャルワーク）

教育・保育施設に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行い、子育て家庭が抱える課題に対し、家庭と関係機関（福祉事務所、こどもセンター、保健センター等）と連携し、様々な課題の解決を図る役割が求められています。

(4) 現場から施策へのフィードバック

保育業務だけでなく、保育行政としての教育・保育施設の評価、監査、指導及び施策の立案等を担うことが出来る保育行政の中心となる人材の育成を行い、現場から得られる情報をもとに、ニーズや課題等を把握し、課題解決のための仕組づくりを行政政策に反映していく必要があります。

3 教育・保育環境の向上に向けて市が目指す役割

市は、教育の提供者、保育の実施主体として、子育て環境の充実にに向けた取組について責任をもって推進していくことが求められています。

また、行政運営の適正化という基本的な考えのもと、子どもの最善の利益のために子育て環境の充実にに向けた施策を推進していくことが必要です。そして、創意工夫と民間活力や地域の力を活用することにより、多様化する子ども・子育て支援ニーズに対応し、持続可能な子育て支援施策を展開していかなければなりません。

そして、市全体の教育・保育の質の向上のために、民間施設との連携・協力体制を構築するとともに、研修の企画立案を行い、蓄積された知識やノウハウを使い民間施設への支援、指導を行う役割も求められています。

第4部：教育・保育施設マネジメントの効果

1 教育・保育サービスの向上

(1) 人材や施設の活用

公立園の民営化や適正配置により捻出された人材（専門職）については、公立園全体での正規職員比率の向上や子育て支援サービスの更なる充実のために活用できます。

また、既存施設の計画的な修繕や長寿命化を行うことにより、適正な施設保全が行われます。

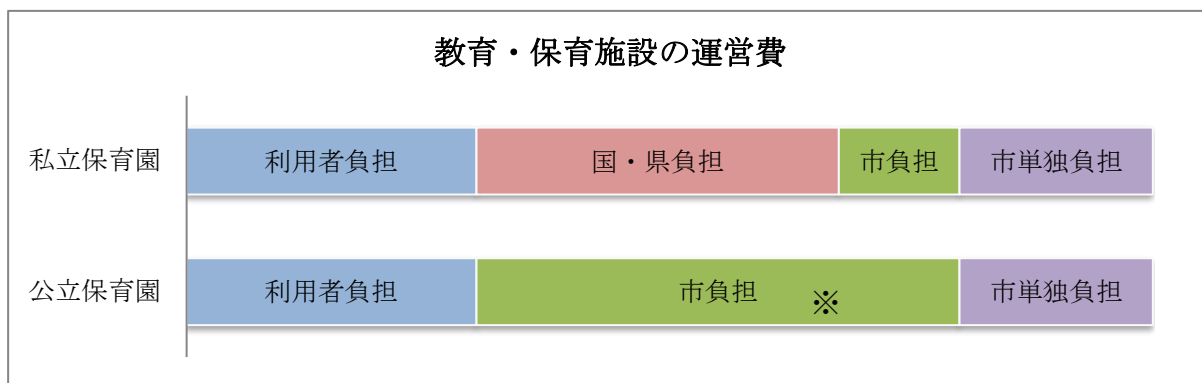
(2) 民営化に伴うサービスの向上

公立園の民営化に伴い、地域や利用者のニーズに応じた新たな取組（例えば、祝日保育や病児保育の実施）など、多様なサービスが提供されることが期待されます。

2 経済的効果

(1) 経常的経費（運営費）

施設の運営経費は、利用者からの負担のほか、国・県の負担や、市の一般財源により運営されています。民間施設では、一部に国・県の財源が充てられているため、民営化により市の負担が縮減されます。



※国から交付税措置されているが、その分を峻別出来ない。

(2) 臨時的経費（建設費）

保育園等1園にかかる建設費は概ね3.2億円～3.8億円です。民間事業者により建設される場合は、国の補助や事業者負担があることから市の負担は抑えられます。

ア 建て替えの場合の市の負担 3.2～3.8億円

イ 民間事業者が建てる場合の市の負担 0.8～0.95億円

第5部：教育・保育施設マネジメント計画の基本方針

本計画は、以下に掲げる考え方を基本としつつ、市全体として子どもたちにとって望ましい幼児教育・保育の質の向上を目指し、計画的に進めます。

1 市全体の教育・保育サービスの質の向上と子育て家庭への支援

市全体の教育・保育サービスの質を向上するために、先導的な役割をもつ園を設定し、保育のセーフティネット、教育・保育施設に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行うことにより市の子育て支援施策の展開を図り、地域づくりを推進します。

また市全体の教育・保育の質を高め、民間施設の支援・指導を行う体制を整備します。

2 資源の有効活用・施設の適正配置

公共施設マネジメント基本計画の基本指針に基づき、計画的な修繕や長寿命化を行うことにより適正な施設保全を図ります。また、適正な集団規模で教育・保育を受けることができるよう、将来ニーズにあった施設の適正配置を行います。

3 民間活力の最大限の活用

民間活力を活かした効果的・効率的な運営が可能な施設について、施設の維持・更新とサービスの多様化を目的とした民間移管を図ります。現在の保育水準を維持しつつ、民間移管によって捻出される資源を、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現するために活用します。

第6部：基本方針の実現に向けて

[基本方針]

1 市全体の教育・保育サービスの質の向上と子育て家庭への支援

2 資源の有効活用・施設の適正配置

3 民間活力の最大限の活用

[方策]

(1) 指導主事、幼児教育アドバイザー等の配置

市全体の教育・保育環境の充実にに向けた支援を行うための指導主事などを配置します。

(2) 指導体制の整備

指導監査体制の強化を図ります。

(3) 牧之原市独自の人員基準の創設

質の向上のために独自の人員基準を創設します。

(4) 公立園の役割の確保

今後の公立園が実施すべき役割を確保するための園を設定します。

(5) 適正配置

教育・保育の質を確保するクラス規模や最低限必要とするクラス規模を検討し、適正なクラス規模などを確保できないと見込まれる施設がある場合、近隣施設のこども園化等も検討し、移行期間を適切に設定した上で、園の適正配置を進めます。

(6) 公設民営（指定管理）保育園の民営化

指定管理者制度を活用してきましたが、国・県から負担金収入が見込まれる民設民営化を進めます。

民設民営化については、「公私連携型保育所制度」などで市の関与を明確にする方法を検討します。

(7) 公立保育園等の民営化

民間活力の活用により効果的・効率的なサービスが可能な施設について、施設の整備とサービスの多様化を目的とした民営化を進めます。民営化の方法（市が設立する社会福祉事業団への移管・社会福祉法人等への移管）や移管時期について検討します。

(8) 指導主事、幼児教育アドバイザー等の配置（再掲）

(9) 牧之原市独自の人員基準の創設（再掲）

第7部：教育・保育施設マネジメントの取組

基本方針 1 市全体の教育・保育サービスの質の向上と子育て家庭への支援

(1) 指導主事、幼児教育アドバイザー等の配置

市全体の教育・保育の質の向上のために、指導主事、幼児教育アドバイザー、保育ソーシャルワーカーを配置します。

ア 市内の子育て家庭全体の支援を行い、子育て家庭が抱える課題に対し、家庭と関係機関（福祉事務所、こどもセンター、保健センター等）と連携し様々な課題の解決を図ります。

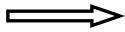

イ 民間施設との連携・協力体制を構築するとともに、研修の企画立案を行い、市の教育・保育の質の向上を図ります。また、蓄積された知識やノウハウを使い民間施設への支援・指導を行います。

(2) 指導体制の整備

教育・保育の質の維持、向上に資するために指導監査の体制強化を図ります。

(3) 牧之原市独自の人員基準の創設

保育士配置基準を、質の向上及び保育士等の負担の軽減（保育士の確保）の視点から牧之原市独自の人員基準創設を進めます。

	国基準（児童：保育士）	牧之原市（児童：保育士）
0歳	3：1	3：1
1歳	6：1 	<u>5：1</u>
2歳	6：1	6：1
3歳	20：1 	<u>15：1</u>
4歳	30：1	30：1
5歳	30：1	30：1

(4) 公立園の役割の確保

坂部保育園の施設は平成22年建築となっており、施設の継続性から鑑みて、長期的な保育施策の見通しが可能なため、今後の公立園の役割を確保する園を「坂部保育園」に設定します。公立園として担うべき役割や機能を確保し、民間園で手が届かない部分などを担うなど、保育のセーフティーネットとしての先導的な役割を果たし、園に通っている家庭に限らず、市内の子育て家庭全体の支援を行うことにより市の子育て支援施策の展開を図り、地域づくりを推進します。

基本方針 2 資源の有効活用・施設の適正配置

(5) 適正配置

幼児期において、教育・保育施設の集団規模が一定以上に小さくなると、家庭的な教育・保育が受けられる反面、子どもの教育課程や発育課程において、重要な社会性を育むのに必要となる集団規模を確保しにくいとすることがあります。

こうした点を踏まえ、地頭方地区においては複数の公立園があるため、適正なクラス規模を24人以下と定め、この範囲内となる場合に「地頭方保育園」と「地頭方幼稚園」を統合し、認定こども園化します。

また、「相良こども園」については、定員に対する入所率は7割を下回っています。今後の人口動態や利用状況を踏まえ相良・片浜地区に複数の公立園などがあるため、計画期間中に適正配置を検討します。

基本方針 3 民間活力の最大限の活用

(6) 公設民営（指定管理）保育園の民営化

指定管理者制度により、公設民営を行ってきた保育園の移管については、保育環境の影響を考慮しつつ民間移管を図ります。

(7) 公立保育園等の民営化

民営化の方法としては、運営法人変更による保育環境の影響を考慮し、質を確保しつつ、保育環境の維持・向上が可能な「市が設立する社会福祉事業団」へ移管することを基本とします。

市が設立する社会福祉事業団については、保育園等の運営や子どもを産み育てやすいまちづくりの支援を視野に入れ、これまでの公立保育園等が果たしてきた役割や保育内容を継承するとともに、施設の整備とサービスの多様化を進める役割を担っていきます。

なお、「牧之原保育園」については、施設規模が一定規模以上あるため、運営実績のある「社会福祉法人等」へ移管することも検討します。

園別の取組方針

施設名	定員 (人)	方向性
静波保育園	150	指定管理期間終了後に民営化（公私連携型）
あおぞら保育園	106	指定管理期間終了後に民営化（公私連携型）※1
細江保育園	110	指定管理期間終了後に民営化
坂部保育園	80	公設公営として継続、今後の公立園の役割を確保する園として設定
菅山保育園	80	建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団へ移管）
萩間保育園	80	建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団へ移管）
勝間田保育園	90	建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団へ移管）
牧之原保育園	120	建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団への移管を基本・社会福祉法人等への移管も検討）
地頭方保育園	90	統合時に建て替えを前提とした民営化（市が設立する社会福祉事業団等へ移管）※2
地頭方幼稚園	75	
相良こども園	93	適正配置を検討（地区の人口動態や利用状況、近隣施設を踏まえる）

※1 指定管理期間終了後までに、人口動態や他の公立・私立園の状況を勘案し方向性を決定

※2 地区における児童数が適正なクラス規模となる場合に統合、統合時点での民営化の方法についても検証と再検討の実施（令和2年度を基準に3年連続で地区の0歳児が24人以下となった翌々年に統合し、こども園化）

第8部：計画の実現に向けて

1 スケジュール

実施スケジュールについては、関係機関との合意形成を図っていきます。

(1) 公設民営（指定管理）保育園の民営化

	指定管理期間終了後に民営化する場合
2年前	運営法人審査実施、審査結果説明会
1年前	移管準備
目標年度	民営化

※最初の該当園（静波保育園）の目標年度は令和4年度

(2) 公立保育園等の民営化

	市が設立する社会福祉事業団へ移管する場合
2年前	社会福祉事業団設立（令和2年度）
1年前	社会福祉事業団移管準備
目標年度	民営化

2 推進体制

(1) 市民や保護者への理解促進と啓発

計画を進めるにあたっては、地域や保護者の意見を聞きながら十分な理解を得て円滑な施設マネジメントを目指します。

民営化の審査に保護者に参画いただくほか、民営化後の運営などについても法人と市、保護者による協議の場を設けていきます。

(2) 庁内推進体制の構築

計画の実施にあたり、個別施設の民間移管や適正配置を進めていくため、庁内の専門部署で計画的に実施していきます。

(3) 検証と見直し

計画の内容については、保育ニーズや人口動態の状況等に応じて、適時見直しを図ります。また、計画に基づく個別事業については、事業完了後に効果の検証を行った上で、より良い教育・保育環境の向上を図る取組を進めていきます。

資料編

1	牧之原市保育園等施設マネジメント計画策定庁内検討会設置要綱	…22
2	牧之原市保育園等施設マネジメント計画に係る意見交換会	………24
3	計画策定に係る検討経過	………25
4	園の状況と地区の児童数推計	………27
5	用語解説（公私連携型保育所制度概要、社会福祉事業団概要）	………28

1 牧之原市保育園等施設マネジメント計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 平成28年11月に策定された公共施設マネジメント基本計画に基づき、牧之原市における保育園等施設マネジメントに関する個別計画を策定するため、牧之原市保育園等施設マネジメント計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討し、方針をまとめる。

- (1) 牧之原市保育園等施設マネジメント計画（仮称）（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他 牧之原市保育園等施設マネジメントに関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉こども部長を、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部長
企画政策部長
教育文化部長
総務課長
管理情報課長
地域振興課長
財政課長
教育総務課長
社会福祉課長
子ども子育て課長
子ども子育て課保育園民営化推進室長
こどもセンター長
地頭方幼稚園長
牧之原保育園長
地頭方保育園長
相良こども園長

- 4 委員の任期は、第2条の計画を策定するまでの間とする。ただし、継続的に検討が必要な事項がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討部会)

第6条 第2条に規定する所掌事項について、専門的かつ幅広い視点から検討を行うため、検討会に検討部会を設置することができるものとする。

2 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は子ども子育て課保育園民営化推進室長を、副部会長は部会員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務課人事係長

財政課財政係長

教育総務課総務係長

子ども子育て課子育て支援係長

子ども子育て課幼保支援係長

子ども子育て課民営化推進係長

こどもセンターこども家庭係長

地域振興課地域政策係主任

子ども子育て課幼保支援係指導主事

坂部保育園主任保育士

勝間田保育園主任保育士

萩間保育園主任保育士

菅山保育園主任保育士

5 検討部会は、検討会から付議された事項について調査検討し、その結果を検討会に報告しなければならない。

6 第4条及び第5条の規定は、検討部会について準用する。

(庶務)

第7条 検討会及び検討部会の庶務は、福祉こども部子ども子育て課保育園民営化推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び検討部会の運営について必要な事項は、関連部署と協議の上、委員長及び部会長がそれぞれ別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

附 則 (平成31年5月改正)

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

2 牧之原市保育園等施設マネジメント計画に係る意見交換会

1 目的

牧之原市では、公共施設マネジメント基本計画が平成28年に策定され、施策全体の計画的な推進を図り、事業の具体化による着実な前進を図るため、牧之原市保育園等施設マネジメント計画を策定します。今後の保育園等の公立教育・保育施設の運営、適正配置など目指すべき姿を明らかにし、教育・保育環境の向上を図るための実現方法について考える機会とします。

2 出席者

(1) 地域の代表者 10名

- ・10地区代表者

(2) 施設利用者の保護者代表 21名

- ・公立保育園 乳児保護者代表6名、幼児保護者代表6名
- ・公立保育園（指定管理施設）乳児保護者代表3名、幼児保護者代表3名
- ・公立こども園 乳児保護者代表1名、幼児保護者代表1名
- ・公立幼稚園 幼児保護者代表1名

(3) 牧之原市主任児童委員 6名

(4) 保育士等 11名

- ・公立保育園 園長2名、保育士4名
- ・公立保育園（指定管理施設）園長3名
- ・公立こども園 園長1名
- ・公立幼稚園 園長1名

3 日時・場所

- (1) 令和元年 6月19日（水） 19:00～ さざんか2F
- (2) 令和元年 8月 8日（木） 19:00～ 静波保育園
- (3) 令和元年10月 2日（水） 19:00～ 相良総合センターい～ら

3 計画策定に係る検討経過

【平成30年度】

会議等	開催日	内容
第1回 検討部会	平成30年 12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組、現状について ・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ① 公立保育園、幼稚園のありたい姿 ② 計画策定の進め方、体制などについて
第1回 検討会	平成30年 12月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組、現状について ・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ① 公立保育園、幼稚園のありたい姿 ② 計画策定の進め方、体制などについて
第2回 検討部会	平成31年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画について ② 計画策定の進め方について ③ 計画の基本方針について
第2回 検討会	平成31年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定の進め方について ② 計画の基本方針について ③ 推進体制について
第3回 検討部会	平成31年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画策定スケジュール ② 計画基本方針編（案）
第3回 検討会	平成31年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画基本方針策定に係る考え方 ② 計画策定スケジュール ③ 計画基本方針編（案）

【令和元年度】

会議等	開催日	内容
第1回 検討会	令和元年 6月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画（基本方針）について ② 基本方針の実現について（方策案） ③ 計画の検討事項について
第1回 地域・保護者との 意見交換会	令和元年 6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等施設マネジメント現状説明 ・ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> ① 保育園等のありたい姿
第1回 文教厚生委員会と の意見交換	令和元年 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等施設マネジメント現状説明 ・検討会の検討内容報告 ・地域・保護者との意見交換会の報告 ・意見交換

第1回 検討部会	令和元年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議検討 ① 施設の方向性について ② クラスの適正規模について ③ (仮称)学校再編計画との連携について
保育士との意見交換会	令和元年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議検討 ① 教育・保育環境を向上するためについて ② 公立園の役割、民間の役割
第2回 検討会	令和元年 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 ① 民営化方法について ② 民営化時の市の関与方法について ③ 園別の運営方法(案)について ④ 質の向上のための取組について
第2回 地域・保護者との 意見交換会	令和元年 8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・講話「牧之原市のこれからの保育への提案」 講師 東海大学短期大学部 徳浪教授 ・意見交換
第2回 文教厚生委員会と の意見交換	令和元年 8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定状況報告 ・運営方法や施設種別等の説明 ・質の向上のための取組説明 ・意見交換
文教厚生委員会 (合同常任委員会) との意見交換	令和元年 9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定状況報告 ・基本方針と質の向上のための取組説明 ・園別の運営方法についての説明 ・意見交換
第3回 検討会	令和元年 9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・協議 ① 計画の取組について ② 計画(案)について
牧之原市議員 全員協議会	令和元年 10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等施設の運営方法について説明 ・意見交換
第3回 地域・保護者との 意見交換会	令和元年 10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の説明(方策、取組、運営方法) ・意見交換
第3回 文教厚生委員会と の意見交換	令和元年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定状況報告 ・計画の取組について説明 ・意見交換

「検討会」：牧之原市保育園等施設マネジメント計画策定庁内検討会

「検討部会」：牧之原市保育園等施設マネジメント計画策定庁内検討部会

「文教厚生委員会」：牧之原市議会文教厚生委員会

4 園の状況と地区の児童数推計

	施設名	運営方法等(現在)	建築年度	構造	階数	建築延床面積(㎡)	耐震補強等	定員(人)	H31.3時点の園児数	施設所在地区等	地区の児童数(人)	就学前児童数の推計					
												2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
1	静波保育園	指定管理者制度	H20	RC	2	1,387.51	新耐震基準	150	150	川崎	児童数	424	372	313	273	235	199
											(入所見込)		(288)	(261)	(227)	(196)	(166)
2	あおぞら保育園	指定管理者制度	H20	RC	1	1,043.38	新耐震基準	106	105	相良・片浜	児童数	487	427	360	314	270	229
											(入所見込)		(331)	(300)	(261)	(225)	(191)
3	細江保育園	指定管理者制度	H21	RC	1	1,185.22	新耐震基準	110	111	細江	児童数	424	372	313	273	235	199
											(入所見込)		(288)	(261)	(227)	(196)	(166)
4	菅山保育園	市直営	S49	RC,S	1	676.31	H20耐震工事	80	76	菅山	児童数	144	126	106	93	80	68
											(入所見込)		(98)	(89)	(77)	(67)	(56)
5	萩間保育園	市直営	S55	RC	2	752.70	H20耐震工事	80	75	萩間	児童数	153	134	113	99	85	72
											(入所見込)		(104)	(94)	(82)	(71)	(60)
6	勝間田保育園	市直営	S49	RC,S	2	917.62	H21耐震工事 R1大規模改修	90	62	勝間田	児童数	132	116	98	85	73	62
											(入所見込)		(90)	(81)	(71)	(61)	(52)
7	牧之原保育園	牧之原市 菊川市 学校組合立	S50	RC,S	2	1,074.74	H20耐震工事	120	110	牧之原 (牧之原市) 牧之原上等 (菊川市)	児童数	149	131	110	96	83	70
											(入所見込)		(101)	(92)	(80)	(69)	(58)
											児童数	25	24	22	22	22	21
											(入所見込)		(19)	(19)	(18)	(18)	(17)
8	地頭方保育園	市直営	S53	RC	2	751.55	H22耐震工事	90	91	地頭方	児童数	199	174	147	128	110	94
											(入所見込)		(135)	(122)	(107)	(92)	(78)
9	地頭方幼稚園	市直営	S56	RC	1	590.00	新耐震基準	75	32	地頭方	児童数	199	174	147	128	110	94
											(入所見込)		(135)	(122)	(107)	(92)	(78)
10	坂部保育園	市直営	H22	RC	1	973.12	新耐震基準	80	82	坂部	児童数	118	103	87	76	65	56
											(入所見込)		(80)	(73)	(63)	(55)	(46)
11	相良こども園	市直営	S52	RC	2	652.56	H21耐震工事	93	65	相良・片浜	児童数	487	427	360	314	270	229
											(入所見込)		(331)	(300)	(261)	(225)	(191)

※2015年は実数、2020年以降は国立社会保障人口問題研究所が令和元年6月に発表した将来推計人口(市町村別、年齢階層別)の0~4歳人口の2015年に対する変化率を2015年時点の地区別児童数に掛け合わせて算出したもの。
 ※入所見込み数は、入所率が2020年は77%、2025年以降は83%まで上昇すると仮定した数字(地区別児童数に市全体の推計入所割合をかけたもの)

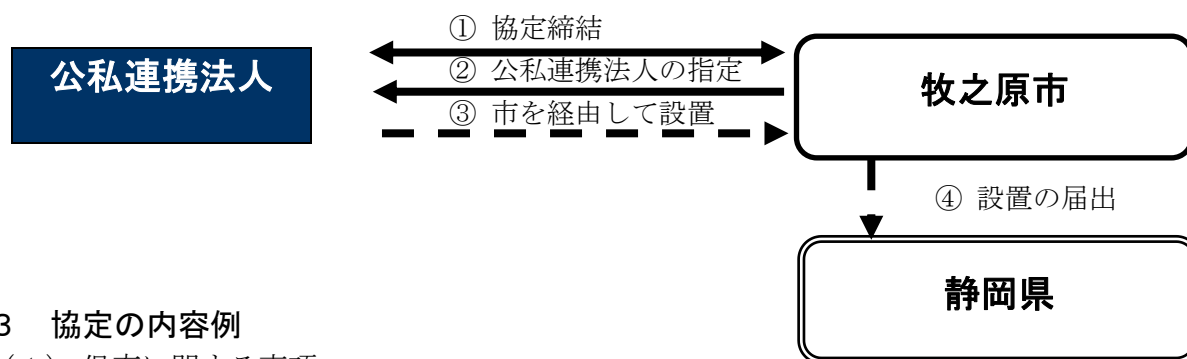
5 用語解説

公私連携型保育所制度概要

1 公私連携型保育所とは

民設民営保育園ではあるが、市の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営制度として構築されたもの。

2 公私連携型保育所の仕組み



3 協定の内容例

(1) 保育に関する事項

- ① 牧之原市の保育理念に沿った保育の実施、②休日保育の実施、③施設職員による給食の実施、④市主催の研修へ参加

(2) 設置運営に関し必要な事項

- ① 避難所の位置づけの継続、②保護者・市・法人による協議の場の設置

(3) 市による必要な設備の貸付や協力に関する事項

- ① 土地・建物の負担に応じた適正額での貸付、②建物の譲渡（有償・無償）

※協定内容については、当該園の状況や、担っていく役割に応じて個別具体的に検討

社会福祉事業団概要

項目	市が設立する社会福祉事業団へ移管
方式	民設民営 市が設立する社会福祉法人
運営主体	区分としては民間事業者であるが、市が設立するため運営への市の関与が高い法人
移管方法	市が設立する法人への移管のため公募によらない
保育の継承	市が設立する法人であり、これまでの職員や市職員が派遣されるため、保育内容が継承される
保育士	市職員の派遣やこれまでの職員により現状のままスタートし徐々に事業団の固有職員へ（保育士の入替わりが緩やか）
職員待遇	市の方針で決定できる
付加事業	延長保育、一時預かり事業、休日保育、病後児保育等 将来的に更なる事業展開も検討可
市の方針	市の保育施策を反映しやすい
財政効果	民間の法人となるので、国・県の補助制度が活用可能
新園建設	建設費補助を活用可能

